

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第六十二号

### 森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和五十二年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「省令第二十二條の十五の規定による認定を求める協議を知事に行うこと」を「あらかじめ別記様式第十二号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、省令第二十二條の十五第一号の場合における同条の規定による認定を知事に求めること」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 森林所有者は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、あらかじめ別記様式第十二号による保安林植栽義務例外認定請求書を知事に提出して、省令第二十二條の十五第二号の場合における同条の規定による認定を知事に求めることができるものとする。
    - 一 伐採跡地が、保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生じるものである場合
    - 二 伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予することができる期間内において、保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合
    - 3 国有林を管理する国の機関が当該国有林について省令第二十二條の十五の規定による認定を求めようとする場合には、認定の請求に代えて知事に協議を行い、知事の同意を得るものとする。
- 別記様式第十一号の次に次の二様式を加える。

様式第 12 号 (第 19 条関係)

保安林植栽義務例外認定請求書

年 月 日

様

請求人 住所

氏名

④

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の保安林に係る伐採跡地は、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に関する定めに従って植栽をすることが著しく困難であるので、森林法施行規則第 22 条の 15 の規定による植栽の義務の例外の認定を求めます。

保安林の指定の目的	
保安林（伐採跡地）の所在場所	
保安林（伐採跡地）の面積	
指定施業要件に従って植栽をすることが著しく困難な理由	
植栽義務の停止が必要な期間	年 月 日まで
備考	

- 注 1 保安林（伐採跡地）の面積の欄は、ヘクタールを単位とし、小数点第 4 位まで記載すること。
- 2 植栽義務の停止が必要な期間の欄は、植栽が可能な場合にのみ記載すること。
- 3 備考の欄には、伐採跡地を生じさせた伐採に係る次の事項等について記載すること。
- (1) 伐採の許可の申請又は届出をした者
- (2) 伐採の許可又は届出の年月日
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 13 号 (第 19 条関係)

保安林植栽義務例外認定請求書

年 月 日

様

請求人 住所  
氏名

④

〔法人の場合は、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで森林法第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づき択伐の届出をした次の保安林に係る伐採跡地は、指定施業要件として定められている植栽の期間に関する定めに従わずに植栽をする必要があるので、森林法施行規則第 22 条の 15 の規定による植栽の義務の例外的認定を求めます。

保安林の指定の目的	
保安林(伐採跡地)の所在場所	
植栽義務の猶予が必要な期間	年 月 日まで
主たる更新樹種	
天然更新補助作業の実施の予定の有無	
天然更新補助作業の実施の方法及び時期	
備考	

- 注 1 植栽義務の猶予が必要な期間の欄は、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 5 年を超えない範囲で記載すること。
- 2 主たる更新樹種の欄には、当該保安林に係る指定施業要件として定められている樹種を記載すること。
- 3 天然更新補助作業の実施の予定の有無の欄には、「有」又は「無」を記載すること。
- 4 天然更新補助作業の実施の方法及び時期の欄は、天然更新補助作業の実施の予定の有無欄が「有」の場合にのみ記載すること。
- 5 請求人と当該伐採跡地を生じさせる択伐に係る森林法第 34 条の 2 第 1 項の規定による届出をした者とは異なる場合は、備考の欄に、その旨及び当該届出をした者の氏名を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。